

浴場業における死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	起因物 (小)	事 故 の 型	労 働 者 規 模
2000	1	16 ～ 17	3階ボイラー室の屋根補修のためスレート屋根へ登ったときに、スレートを踏み抜き約5.7m下のコンクリート床へ墜落した。	415	1	10 ～ 29
2002	1	3 ～ 4	公衆浴場の支配人が、男女2名に頭部を殴られたうえ、首を絞められ窒息死した。（男女2名は強盗殺人の疑いで逮捕）	921	90	1 ～ 9
2003	1	11 ～ 12	温泉の浴場の清掃作業で、天井付近の清掃を行うため折りたたんだ脚立を梁からロープでつり、脚立を上り始めたときに高さ4.8m付近から墜落した。	371	1	1 ～ 9
2004	6	9 ～ 10	軽量鉄骨2階建ての建物の2階の床を張る作業を行っていたところ、高さ約4mの梁の上から墜落した。	415	1	1 ～ 9
2005	11	16 ～ 17	道路を横断中、走行してきた乗用車にはねられた。	231	17	1 ～ 9
2005	9	8 ～ 9	銭湯の清掃中に浴槽内に転落し、溺れた。	419	10	1 ～ 9
		12	使用済みサウナマットの入ったキャスター付ガゴを洗濯場へ運搬途中、エン			10

2006	4	～ 13	トランス横のスロープ頂上部から約2.15m下の道路に転落した。	417	1	～ 29
2007	6	14 ～ 15	当該事業場には、温泉施設（A棟）と別棟（B棟）が設置され、B棟（地上1階、地下1階）の地上1階を従業員休憩室として使用し、地下1階には温泉を汲み上げるためのポンプ、温泉水に含まれるメタンガスを分離するためのセパレーター、温泉や浄水を貯水する貯水槽、温泉や浄水をA棟に送るポンプ等が設置されていたが、地下1階にメタンガスが充満し、引火、爆発したことにより、地上1階に居た作業員3名が死亡した。	513	14	50 ～ 99
2007	6	14 ～ 15	当該事業場には、温泉施設（A棟）と別棟（B棟）が設置され、B棟（地上1階、地下1階）の地上1階を従業員休憩室として使用し、地下1階には温泉を汲み上げるためのポンプ、温泉水に含まれるメタンガスを分離するためのセパレーター、温泉や浄水を貯水する貯水槽、温泉や浄水をA棟に送るポンプ等が設置されていたが、地下1階にメタンガスが充満し、引火、爆発したことにより、地上1階に居た作業員3名が死亡した。	513	14	50 ～ 99
2007	6	14 ～ 15	当該事業場には、温泉施設（A棟）と別棟（B棟）が設置され、B棟（地上1階、地下1階）の地上1階を従業員休憩室として使用し、地下1階には温泉を汲み上げるためのポンプ、温泉水に含まれるメタンガスを分離するためのセパレーター、温泉や浄水を貯水する貯水槽、温泉や浄水をA棟に送るポンプ等が設置されていたが、地下1階にメタンガスが充満し、引火、爆発したことにより、地上1階に居た作業員3名が死亡した。	513	14	50 ～ 99
2007	6	14 ～ 15	当該事業場には、温泉施設（A棟）と別棟（B棟）が設置され、B棟（地上1階、地下1階）の地上1階を従業員休憩室として使用し、地下1階には温泉を汲み上げるためのポンプ、温泉水に含まれるメタンガスを分離するためのセパレーター、温泉や浄水を貯水する貯水槽、温泉や浄水をA棟に送るポンプ等が設置されていたが、地下1階にメタンガスが充満し、引火、爆発したことにより、地上1階に居た作業員3名が死亡した。	513	14	50 ～ 99
2008	5	22 ～ 23	事業場の従業員詰め所より出火して事業場建物はほぼ全焼した。詰め所にいた作業員1名が逃げ遅れて焼死した。	359	16	1 ～ 9
2009	9	13 ～ 14	被災者と代表の二人で、グラップルを使用しトラック（1.5t車）に廃材を積み込む作業をしていたが、最後に足場板の廃材（長さ3.7m）をグラップルで掴み、荷台上で回転させたところ、トラックの屋根上（高さ1.9m）にいた被災者に廃材が当たり、墜落した。	169	6	1 ～ 9
		13	被災者は、送迎バスの運転を終え事業場に帰社した。その後、しばらくして			50

2009	1	～	事業場内の厨房において突然倒れ、救急車で医療機関に搬送されたが同日死亡した。	921	90	～
		14				99
2011	11	～	浴場業を営む事業場内に住み込む被災者が11月1日午後10時頃から浴室清掃業務を始めた。事業場内で11月2日午前3時頃、事業場内に居住する代表者が浴室の電気がついていることを不審に思い浴室を見たところ、浴槽内に浮いている被災者を発見し119番通報したものの。検死の結果、死亡推定時刻11月1日午後11時頃、死因溺水とされたもの。	391	10	～
		23				29
2011	6	～	地上から高さ約2.7メートルの材木置き場から道路上に墜落したもの。	371	1	～
		14				1
		15				9
2011	12	～	被災者と高所作業車の運転者の2名が作業床に乗り建物外壁等の清掃作業を行っていたところ、作業床の下の道路にトラックが来たため、高所作業車の運転者がトラックを通そうと、作業床を上昇させたところ、身を乗り出して清掃作業をしていた被災者が作業床の手すりや建物の出窓の下面部との間に挟まれたもの。	146	7	～
		12				10
		13				29
2013	1	～	被災者は温浴施設の副支配人として、営業企画や売上管理等の業務に従事していたが、勤務時間になっても出社しないため、会社の者が自宅を確認しに行き、倒れている状態の被災者を発見した。	921	90	～
		0				50
		1				99
2014	3	～	畳んだ状態で棚にもたれかけさせた脚立（最高高さ約1.1m）に上り、棚に載せてあったトイレトペーパーの箱を降ろそうとしたところ、脚立ごと転倒し、頭部を床面で強打した。	371	1	～
		10				30
		11				49
2018	2	～	隣接する寺で飼われている猫が、湯殿館内に展示している遺構（昔の風呂の跡）の底部（床から1.8メートル下）で倒れているのを寺の住人が発見したため、住人が当館を管理している事業場に連絡したところ、連絡を受けた被災者が猫を救出するため遺構の内部に入り、猫を抱き上げた拍子に、その場で倒れた。被災者は意識が戻らないまま死亡した。なお、当該遺構の底部の酸素濃度は、通常より低い数値であった。	714	12	～
		18				10
		19				29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_03.htmlに戻る。